

別表1 特定調達品目および試行調達品目の判断の基準等（令和7年度版）

（特定調達品目）

分 野	品 目	調達目標
1 物品	紙類 文具類 オフィス家具等 画像機器等 電子計算機等 オフィス機器等 移動電話等 家電製品 エアコンディショナー等 温水器等 照明 自動車等 消火器 制服・作業服等 インテリア・寝装寝具 作業手袋 その他の繊維製品 災害備蓄用品 ごみ袋等 雑貨類 印刷物	グリーン購入判断基準に基づく調達率 100%
2 設備	太陽光発電システム	100%（調達にあたってはすべて判断の 基準を満たすこと）
3 公共工事	資材、建設機械、工法、目的物	事業ごとの特性、必要とされる強度や 耐久性、機能の確保、コスト等に留意 しつつ、積極的な調達を推進します。
4 役務	食堂	庁舎または敷地内において委託契約等 により営業している食堂については、 生ごみ等の発生の抑制、廃食油の再生 利用、減容・減量、食品ロスの削減、ワ ンウェイのプラスチック製容器等の使 用削減等について適正な取組が行われ るよう要請します。

4 役務	庁舎等において営業を行う小売業務	県庁舎で経営している売店に対して、ワンウェイのプラスチック製品および容器包装の廃棄物の排出抑制、食品ロスの削減等の適正な取組が行われるよう要請します。
------	------------------	---

(試行調達品目)

分野	品目	調達目標
☆5 農産物	米・大豆・野菜・果樹・茶およびその加工食品	当面は設定しません。
☆6 農業用資材	農業用プラスチック資材等	//
☆7 公共工事前資材	別表に掲げる品目	//
☆8 物品	バイオ燃料・ヨシ紙・びわ湖材を用いた製品	//
☆9 役務	電力・自動車専用タイヤ更生・自動車整備・庁舎管理・植栽管理・加煙試験・清掃・タイルカーペット洗浄・機密文書処理・害虫防除・輸配送・旅客輸送・省エネルギー診断・クリーニング・飲料自動販売機設置・引越輸送・会議運営・印刷機能等提供業務	//
☆10 設備	太陽熱利用システム・燃料電池・エネルギー管理システム・生ごみ処理機・節水器具・給水栓・日射調整フィルム・テレワーク用ライセンス・Web会議システム	//

試行調達品目・・・☆マーク

特定調達品目に準じて重点的に調達を推進する必要があるもので、調達目標は定めないものとする。

1 物品

(1)品目および判断の基準等

印刷物以外	【判断の基準】 グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を準用 【参考事項】 以下の表のマークを参考に購入すること
印刷物	【判断の基準】 紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の一般的な印刷物を印刷する場合には、印刷・情報用紙に係る判断の基準を満たし、かつ、紙へのリサイクルにおいて阻害要因とならない用紙が原則として使用されていること。ただし、印刷物の用途、目的から使用の必要がある場合や冊子形状の印刷物の表紙および仕切紙に使用する場合はこの限りでない。

分野	特定調達品目		参考となる環境ラベル
紙類	情報 用紙	コピー用紙	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
		フォーム用紙	
		インクジェットカラープリンタ用塗工紙	
	印刷 用紙	塗工されていない印刷用紙	
		塗工されている印刷用紙	
	衛生 用紙	トイレットペーパー	
		ティッシュペーパー	
文具類	シャープペンシル		エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
	シャープペンシル替芯 <判断の基準は容器に適用>		
	ボールペン		
	マーキングペン		
	鉛筆		
	スタンプ台		
	朱肉		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印		
	回転ゴム印		
	定規		
	トレー		
	消しゴム <判断の基準は巻紙またはケースに適用>		
	ステープラー（汎用型）		
	ステープラー（汎用型以外）		
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ（本体）		
	事務用修正具（テープ）		
	事務用修正具（液状） <判断の基準は容器に適用>		
	クラフトテープ		
	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む)		
	両面粘着紙テープ		
	製本テープ <判断の基準はテープ基材に適用>		
	ブックスタンド		
	ペンスタンド		
	クリップケース		
	はさみ		

マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム <判断の基準は容器に適用>	
鉛筆削 (手動)	
0A クリーナー (ウェットタイプ) <判断の基準は容器に適用>	
0A クリーナー (液タイプ) <判断の基準は容器に適用>	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
0A フィルター (枠あり)	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
0HP フィルム	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
絵筆	
絵の具 <判断の基準は容器に適用>	
墨汁 <判断の基準は容器に適用>	
のり (液状) (補充用含む) <判断の基準は容器に適用>	
のり (固形) <判断の基準は容器・ケースに適用>	
のり (テープ) <判断の基準は容器・ケースに適用>	
ファイル	
バインダー	
ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒 (紙製)	

	窓付き封筒（紙製）	
	けい紙	
	ノート	
	パンチラベル	
	タックラベル	
	インデックス	
	付箋紙	
	付箋フィルム	
	黒板拭き	
	ホワイトボード用イレーザー	
	額縁	
	テープ印字機等用カセット	
	テープ印字機等用テープ	
	ごみ箱	
	リサイクルボックス	
	缶・ボトルつぶし機（手動）	
	名札（机上用）	
	名札（衣服取付型・首下げ型）	
	鍵かけ（フックを含む。）	
	チョーク	
	グラウンド用白線	
	梱包用バンド	
オフィス 家具等	いす	
	机	
	棚	
	収納用什器（棚以外）	
	ローパーティション	エコマーク
	コートハンガー	【（公財）日本環境協会】
	傘立て	J O I F A グリーンマーク
	掲示板	【（一社）日本オフィス家具協会】
	黒板	
	ホワイトボード	
	個室ブース	
	ディスプレイスタンド	
画像機器 等	コピー機	エコマーク
	複合機	【（公財）日本環境協会】
	拡張性のあるデジタルコピー機	国際エネルギースタープログラム
	プリンタ	【（一財）省エネルギーセンター】
	プリンタ複合機	

	ファクシミリ	国際エネルギースタープログラム
	スキャナ	【(一財) 省エネルギーセンター】
	プロジェクタ	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
	トナーカートリッジ	
	インクカートリッジ	
電子計算機等	電子計算機	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】 省エネラベリング制度 【(一財) 省エネルギーセンター】 国際エネルギースタープログラム 【(一財) 省エネルギーセンター】
	磁気ディスク装置	省エネラベリング制度 【(一財) 省エネルギーセンター】
	ディスプレイ	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】 国際エネルギースタープログラム 【(一財) 省エネルギーセンター】
	記録用メディア	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
オフィス機器等	シュレッダー	なし
	デジタル印刷機	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
	掛時計	
	電子式卓上計算機	
	一次電池または小形充電式電池	J I S マーク
移動電話	携帯電話	モバイル・リサイクル・ネットワーク 【(一社) 電気通信事業者協会】
	P H S	
	スマートフォン	
家電製品	電気冷蔵庫	統一省エネラベル 【(一財) 省エネルギーセンター】
	電気冷凍庫	
	電気冷凍冷蔵庫	
	テレビジョン受信機	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】 統一省エネラベル 【(一財) 省エネルギーセンター】
	電気便座	統一省エネラベル 【(一財) 省エネルギーセンター】
	電子レンジ	省エネラベリング制度 【(一財) 省エネルギーセンター】

エアコン ディショ ナー等	家庭用エアコンディショナー	<家庭用エアコン> 統一省エネラベル 【(一財) 省エネルギーセンター】
	業務用エアコンディショナー	<業務用エアコン> なし
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	JIS マーク
	ストーブ	省エネラベリング制度 【(一財) 省エネルギーセンター】
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	<家庭用> 省エネラベリング制度 【(一財) 省エネルギーセンター】 <業務用> なし
	ガス温水機器	省エネラベリング制度 【(一財) 省エネルギーセンター】
	石油温水機器	
	ガス調理機器	
照明	LED 照明器具	なし
	LED を光源とした内照式表示灯	
	蛍光灯 (大きさの区分 40 形直管蛍光灯)	
	電球形 LED ランプ	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
自動車等	乗用車	<ガソリン車・ディーゼル車 (クリーンディーゼル自動車を除く。)・LP ガス車> 自動車燃費性能評価・公表制度 【国土交通省】 低排出ガス車認定制度 【国土交通省】 <電気自動車・天然ガス車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・燃料電池車・水素自動車・クリーンディーゼル自動車> なし
	小型バス	
	小型貨物車	
	バス等	
	トラック等	
	トラクタ	
	乗用車用タイヤ	低燃費タイヤ統一マーク 【(一社) 日本自動車タイヤ協会】 エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
	2 サイクルエンジン油	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】

消火器	消火器	エコマーク 【（公財）日本環境協会】
制服・作業服等	制服	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 エコ・ユニフォームマーク 【日本被服工業組合連合会】 PET ボトルリサイクル推奨マーク 【PET ボトルリサイクル推進協議会】
	作業服	
	帽子	
	靴	
インテリア・寝装寝具	カーテン	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 PET ボトルリサイクル推奨マーク 【PET ボトルリサイクル推進協議会】
	布製ブラインド	
	金属製ブラインド	なし
	タフテッドカーペット	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 PET ボトルリサイクル推奨マーク 【PET ボトルリサイクル推進協議会】
	タイルカーペット	
	織じゅうたん	
	ニードルパンチカーペット	
	毛布	
	ふとん	
	ベッドフレーム	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 フレームマーク 【全日本ベッド工業会】
	マットレス	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 衛生マットレスマーク 【全日本ベッド工業会】
作業手袋	作業手袋	エコマーク 【（公財）日本環境協会】
その他の繊維製品	集会用テント	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 PET ボトルリサイクル推奨マーク 【PET ボトルリサイクル推進協議会】
	ブルーシート	
	防球ネット	
	旗	
	のぼり	
	幕	
	モップ	
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	なし
	アルファ化米	
	保存パン	

	乾パン	
	レトルト食品等	
	栄養調整食品	
	フリーズドライ食品	
	備蓄用作業服	
	非常用携帯燃料	
	携帯発電機	
	非常用携帯電源	
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	なし
雑貨類	石けん	エコマーク 【（公財）日本環境協会】
印刷	印刷物	なし

備考

- 1 調達手続の簡素化を図るため、「参考となる環境ラベル」の表示のある製品についても、判断の基準に適合する物品とみなす。ただし、「省エネラベリング制度」、「統一省エネラベル」、「自動車燃費性能評価・公表制度」、「低排出ガス車認定制度」、「低燃費タイヤ統一マーク」、「JIS マーク」の各環境ラベルについては、一定の基準を満たすものに限る。
- 2 滋賀県リサイクル認定製品については、特定調達品目に該当しないものもあるが、特定調達品目として判断の基準に適合する物品とみなす。

(2)調達目標

グリーン購入判断基準に基づく調達率 100%

2 設備

(1)品目および判断の基準等

太陽光発電システム	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
-----------	--

(2)調達目標

100%（調達にあたってはすべて判断の基準を満たすこと）

3 公共工事

(1)品目および判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
------	---

	【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
--	--

(2)調達目標

事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、上記品目を使用した公共工事の積極的な調達を推進します。

4 役務

4-1 食堂

(1)品目および判断の基準等

食堂	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
----	--

(2)調達目標

庁舎または敷地内において委託契約等により営業している食堂については、生ごみ等の発生の抑制、廃食油の再生利用、減容・減量、食品ロスの削減、ワンウェイのプラスチック製容器等の使用削減等について適正な取組が行われるよう要請します。

4-2 庁舎等において営業を行う小売業務

(1)品目および判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
------------------	--

(2)調達目標

県庁舎で経営している売店に対して、ワンウェイのプラスチック製品および容器包装の廃棄物の排出抑制、食品ロスの削減等の適正な取組が行われるよう要請します。

☆5 農産物

(1)品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
米・大豆・野菜・果樹・茶	【判断の基準】 ○化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に削減するとともに、

およびその加工食品	琵琶湖・周辺環境への負荷を削減する技術で生産され、「環境こだわり農産物」として滋賀県から認証されていること。 ○環境こだわり農産物を加工した食品について、滋賀県からマーク表示の承認を受けていること。
-----------	--

(2)調達目標

当面は設定しません。

☆6 農業用資材

(1)品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
農業用プラスチック資材等	【判断の基準】 ○原材料に再生資材等を使う等、よりリサイクルが促進されるもの。 ○使用段階での環境改善効果がより大きいもの（省エネ型資材等） ○廃棄段階での環境負荷がより少ないもの（生分解性プラスチック等）

(2)調達目標

当面は設定しません。

☆7 公共工事用資材

(1)品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
コンクリート2次製品、再生路盤材、再生砂、法面緑化材、廃材利用の堆肥、Asルーフィング、カーペット、カーテン、障子紙等	【判断の基準】 ○原材料に再生資材等を使う等、よりリサイクルが促進されるもの（下水汚泥溶融スラグ、浚渫底土、間伐材等、焼却灰、廃タイヤ、ペットボトル、ガラスカレット、廃材等を使用している資材）
単位水量を小さくしたコンクリート2次製品等	【判断の基準】 ○製造工程の環境負荷がより少ないもの（エネルギーや水等の消費量がより少ない行程で製造される資材）
省エネ型照明具、耐候性鋼材、メンテナンスフリー型製品等	【判断の基準】 ○使用段階での環境改善効果がより大きいもの（省エネ型資機材、長寿命製品、維持管理時に環境負荷の少ないもの等）
生分解性プラスチック利用の法面緑化材等、粗朶、エコマテリアル電線、空調設備用の金網、一般的なコンクリート、アスファルト製品等	【判断の基準】 ○廃棄段階での環境負荷がより少ないもの（生分解性プラスチック、自然素材等を原料とし、機能発揮後は自然界に戻るものや、廃棄段階で環境負荷がより少ないものあるいは再資源化の体制が整っているもの）

(2)調達目標

当面は設定しません。

☆8 物品

(1)品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
バイオ燃料	【判断の基準】 ○廃食油を精製したバイオ・ディーゼル燃料であること。
ヨシ紙	【判断の基準】 ○琵琶湖のヨシを使用した紙であること。
びわ湖材を用いた製品	【判断の基準】 ○びわ湖材産地証明制度に基づくびわ湖材とその加工品を使用した木製品であること。

(2)調達目標

当面は設定しません。

☆9 役務

(1)品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等		
電力	【判断の基準】 ○次の基準を満たす事業者のみ応札できることとする。 1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）していること。 2 次表の基本項目の①②③④の合計の点数が70点以上であること。 ※経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。		
基本項目		数値等の区分	点数
①	1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 [kg-CO ₂ /kWh]	0.360 未満	60
		0.360 以上 0.380 未満	55
		0.380 以上 0.400 未満	50
		0.400 以上 0.420 未満	45
		0.420 以上 0.440 未満	40
		0.440 以上 0.460 未満	35

			0.460 以上 0.480 未満	30
			0.480 以上 0.500 未満	25
			0.500 以上 0.520 未満	20
			0.520 以上	0
	②	未利用エネルギーの活用状況	1.35%以上	15
			0%超 1.35%未満	10
			活用していない	0
	③	再生可能エネルギー導入状況	15%以上	25
			8.0%以上 15%未満	20
			3.0%以上 8.0%未満	15
			0%超 3.0%未満	10
			活用していない	0
	④	・ 需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組 ・ 地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組	取り組んでいる	5
			取り組んでいない	0

各基本項目の①②③の算出は次による。

① 「1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。(単位：kg-CO₂/kWh)

ア 小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数 (地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)に基づき環境大臣および経済産業大臣が公表したもの又は同法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの)。

イ 予定使用電力量 1kWh 当たりの、県に無償譲渡できるグリーン電力証書の電力量の割合(単位：%)

(算定方式)

1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数[kg-CO₂/kWh]

ア × (100-イ)

=

×1,000

100

②「未利用エネルギーの活用状況」とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。なお、算出にあたっては、①で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の値を用いることとする。(単位：%)

ア 未利用エネルギーによる発電電力量

(他小売電気事業者への販売分は含まない) (送電端 単位：kWh)

イ 供給電力量 (他小売電気事業者への販売分は含まない)

(需要端 単位：kWh)

	(算定方式) $\text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{ア}}{\text{イ}} \times 100$ ウ アの「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分を含み、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。）をいう。 (ア) 工場等の廃熱または排圧 (イ) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） (ウ) 高炉ガスまたは副生ガス エ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出すること。 (ア) 未利用エネルギーおよび未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 (イ) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量および当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ③ 再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。なお、算出にあたっては、①で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の値を用いることとする。（単位：％） ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量。（送電端 単位：kWh） イ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（単位：kWh） ウ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（単位：kWh） エ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気にかかる非化石証書の量（単位：kWh） オ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（単位：kWh） カ 供給電力量（需要端 単位：kWh） (算定方法) $\text{再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ}}{\text{カ}} \times 100$
--	--

	キ 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備によって発電された電気であって、太陽光、風力、水力（発電出力 30,000kW 未満で揚水発電を除く）、地熱およびバイオマスを用いて発電された電気とする。 ④需要家に対する省エネルギーに関する情報提供・簡易的なデマンド・レスポンスの取組のほか、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組について評価する。具体的な評価内容の例としては以下のとおり。 ア 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。 イ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。 ウ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること。 エ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。
自動車専用タイヤ更生	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
自動車整備	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
庁舎管理	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
植栽管理	【判断の基準】 ①～③環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 ④作業の実施上の責任者は、「農薬アドバイザー」や「農薬安全管理指導士」、「緑の安全管理士」、技術士（農業部門。植物保護等）等の農薬取扱いに係る認定・資格を有していることが望ましい。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
加煙試験	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。

	【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
清掃	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
タイルカーペット 洗浄	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
機密文書 処理	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
害虫防除	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
輸配送	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
旅客輸送	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
省エネルギー診断	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
クリーニング	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。

飲料自動 販売機設 置	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
引越輸送	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
会議運営	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
印刷機能 等提供業 務	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。

(2)調達目標

当面は設定しません。

☆10 設備

(1)品目および判断の基準等

太陽熱利用シ ステム	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
燃料電池	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
エネルギー管 理システム	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。

	【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
生ごみ処理機	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
節水器具	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
給水栓	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
日射調整フィルム	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
テレワーク用 ライセンス	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。
Web 会議システム	【判断の基準】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。 【配慮事項】 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる。

(2)調達目標

当面は設定しません。